

蒲郡市特別職非常勤職員の任用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第11号。以下「報酬条例」という。）第1条に規定する者のうち非常勤又は臨時の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（以下「特別職非常勤職員」という。）の任用等について必要な事項を定める。

(身分等)

第2条 特別職非常勤職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員とする。

(任用)

第3条 特別職非常勤職員の任用は、職務の特殊性、専門性、資格の有無、経験及び技術等を有する者又は職務に適していると認められる者のうちから、任命権者が選考により行う。

2 前項の任用は、任命権者が別に定める辞令又は特別職非常勤職員任用通知書（第1号様式）の交付により行う。

(任用期間)

第4条 特別職非常勤職員の任用期間は、任命権者の定める期間とする。

(特別職非常勤職員の報酬等の支払)

第5条 特別職非常勤職員には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき報酬及び費用弁償を支給し、その他手当等については支給しない。

2 特別職非常勤職員の報酬は、予算の範囲内で任命権者が定める金額を支給する。この場合において、日割計算は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 報酬等を年額で支給する特別職非常勤職員が勤務しない期間があるときは、月割りによって計算する。この場合において、報酬額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 報酬等を月額で支給する特別職非常勤職員が勤務しない期間があるときは、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。この場合において、報酬額に1円未満の端数を生じたときは、

これを切り捨てる。

(3) 報酬等を日額で支給する特別職非常勤職員が半日以内の勤務をした場合に支給する報酬額は、日額の7割5分相当額とする。

3 報酬等の支払日は、常勤職員の例による。ただし、これにより難いときは任命権者が別に定める。

(特別職非常勤職員の費用弁償)

第6条 特別職非常勤職員が公務のため旅行したときは、報酬条例第5条の規定に基づく同条例別表第2により費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償に関しては、蒲郡市職員の旅費に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第15号）及び蒲郡市職員旅費支給規則（昭和46年蒲郡市規則第7号）を準用する。

(特別職非常勤職員の勤務日等)

第7条 特別職非常勤職員の勤務日及び勤務時間は、任命権者が別に定める。

(災害補償)

第8条 公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）別表第1各号に掲げる事業以外の事業（以下「本庁等事業所」という。）に該当する事業所に勤務する特別職非常勤職員にあっては、蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年蒲郡市条例第22号）の定めるところにより、本庁等事業所以外に該当する事業所に勤務する特別職非常勤職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の定めるところによる。

2 労災保険法に該当する特別職非常勤職員が公務上の災害又は通勤による災害により療養のため休業した場合において、報酬その他の収入を得ることができないときは、その収入を得ることができない当該休業の最初の日以後の3日間に限り、1日につき、休業補償として労災保険法第8条の2に規定する休業給付基礎日額の100分の60に相当する額と、休業援護金として同給付基礎日額の100分の20に相当する額とを合算して得た額を支給する。

3 特別職非常勤職員による故意又は重大な過失によって負傷又は疾病にかかった場合、その過失等について労災保険法から不支給決定がなされたときは、市も給付を行わない。

(解職)

第9条 任命権者は、特別職非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解く。

- (1) 任用期間が満了した場合
- (2) 退職等任用期間終了の願いがあった場合
- (3) 公務外の負傷又は疾病により、職務に従事しない期間が引き続き90日を経過した場合

(1) 事務等の処理にあたって、不正その他の非行があった場合

2 前項に規定する特別職非常勤職員の解職にあたっては、労基法第19条から第21条までの規定を適用する。

3 第1項第2号及び第3号の規定に該当して職を解く場合は、その旨を記載した任用期間終了通知書(第2号様式)を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の日前に既に任用され、この要綱と異なる勤務条件で勤務する者は、この要綱の関係規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月8日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の蒲郡市非常勤職員の報酬額その他の勤務条件に関する要綱第12条の2の規定により承認された育児休業は、同日以後は、改正後の蒲郡市非常勤職員の報酬額その他の勤務条件に関する要綱第13条の規定により承認されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前に改正前の蒲郡市非常勤職員の報酬額その他の勤務条件に関する要綱第12条の規定により付与された別表第3に掲げる年次有給休暇の日数は、同日以後は、改正後の蒲郡市非常勤職員の報酬額その他の勤務条件に関する要綱第12条の規定により付与された別表第3に掲げる年次有給休暇の日数とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

特別職非常勤職員任用通知書

年 月 日

様

任命権者

印

下記のとおり特別職非常勤職員として任用します。

記

1 職 名

2 任用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

様

任命権者

印

任用期間終了通知書

あなたを、 年 月 日に任用し、任用期間は 年 月 日まで
となっておりますが、下記の理由により雇用関係が終了するので通知します。

記

- 1 任用期間終了日 年 月 日
- 2 理 由